二　登録の対象となる要件
三　個体等の管理者が所有者と異なる場合にあっては、当該個体等の管理者の氏名及び住所
第十一条第四項の次に次の三項を加える。
5　法第二十条第四項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
二　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
三　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称
6　法第二十条第五項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。
一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ　登録記号番号
ロ　変更後の個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分
ハ　変更後に個体の加工品である場合にあっては、変更後のはく製又はその他の個体の加工品の別
ニ　変更後に個体の器官又は個体の器官の加工品である場合にあっては、変更後のその名称
ホ　主な特徴
7　法第二十条第七項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。
一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ　登録記号番号
ロ　登録票の書換の内容
ハ　登録票の書換を必要とする理由
第十一条に次の一項を加える。
9　法第二十条第二項及び前三項の規定による申請書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。
第十一条の二及び第十一条の三を次のように改める。
（氏名等の変更の届出）
第十一条の二　法第二十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関があるときは当該登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した登録機関がないときは現にある登録機関に）提出して行うものとする。
一　変更が生じた事項に係る次に掲げる事項
イ　変更後の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
ロ　変更が生じた年月日
二　登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項
イ　登録記号番号
ロ　種名
ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称
2　前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
（広告の表示事項）
第十一条の三　法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号とする。
第十一条の四及び第十一条の五を削る。
第十二条中「法第二十一条第四項」を「法第二十一条第五項」に改め、同条第二号ハを次のように改める。
ハ　個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別
第十二条第二号に次のように加える。
ニ　個体の加工品にあっては、はく製又はその他の個体の加工品の別
ホ　個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称
第十二条に次の一項を加える。
2　第十一条第九項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。
第十二条の二を削る。
第十四条第一項第一号中「同定する」を「確認する」に改める。
第三十七条第一項第一号ロ中「（捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知したものに限る。）」を削り、同条に次の一項を加える。
3　第一項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。
様式第三の裏面中「若しくは陳列」を「、陳列若しくは広告」に、「陳列を」を「陳列若しくは広告を」に改める。